

鳥取県保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新たな保育需要への対応による保育士確保及び幼保連携型認定こども園において配置が必要な保育教諭の確保として、保育士資格取得及び幼稚園教諭免許状取得を支援することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 保育士資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号）の別添1に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」により、県内に所在する対象施設を運営する法人及び市町村並びに対象者（やむを得ないと認められる場合を除き、県内に住所を有する者に限る。）が行う事業

(2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成27年5月21日初等中等教育局裁定）の別紙3に定める「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援」により、県内に所在する対象施設を運営する法人及び市町村が行う事業

(3) 保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号）の別添2に定める「保育士試験による資格取得支援事業実施要綱」により、地方公共団体以外の者が行う受験対策学習費用補助事業

- 2 本補助金の額は、補助事業ごとに算出した補助事業に要する別表の第2欄に掲げる額（以下「補助基準額」という。同表の第3欄で定める額を限度とする。）、第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうちいずれか低い額とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、対象者が保育士証の交付又は幼稚園教諭免許状の交付を受け対象施設での勤務が決定した後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号及び関係書類を添付しなければならない。ただし、前条第1項第1号保育士資格取得支援事業のうち、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援に係る申請については様式第4号の添付は不要とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外の全ての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、規則第5条の交付申請書の提出を以って、報告があったものとみなす。

- 2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年2月9日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は平成29年2月2日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は平成29年9月19日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は平成31年1月10日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は令和元年12月12日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

別 表（第3条関係）

1 事業	2 補助基準額	3 限度額	4 対象経費
保育士資格取得支援事業	(1)認可外保育施設 保育士資格取得支援	<p>① 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1／2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・ 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円 ・ 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000円 <p>② 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 6,790円</p>	保育士資格取得支援事業又は幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	(2)保育教諭確保のための保育士資格取得支援	<p>① 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1／2</p> <p>② 代替保育士雇上費 1人1日当たり 6,790円</p>	
	(3)幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援	<p>① 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1／2</p> <p>100,000円</p>	
	(4)保育所等保育士資格取得支援	<p>① 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1／2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・ 試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円 ・ 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000円 	
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援		<p>① 養成施設受講料等 養成施設の受講に要した経費の1／2</p> <p>100,000円</p> <p>② 代替幼稚園教諭雇上費 1人1日当たり 6,790円</p>	

保育士試験による資格取得支援事業	受験対策学習費用補助 保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2	150, 000円	入学料（講座を開講している事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費）及び上記経費の消費税
------------------	---------------------------------------	-----------	---